

令和8年経済センサスー活動調査に係る労働者派遣事業に関する仕様書（概算契約）

目的

令和8年経済センサスー活動調査を円滑かつ正確に行うため、調査票回収後の審査業務等について、各区役所（都島区、旭区を除く。）において派遣労働者を活用する。

1 業務内容

令和8年経済センサスー活動調査の審査等に係る次の業務を大阪市内の各区役所（都島区、旭区を除く。）にて行う。

- (1) 調査員からの調査書類受付業務
- (2) 電話による調査対象事業所への照会業務
- (3) インターネットによる調査対象事業所の検索業務
- (4) 調査票の補記・訂正業務
- (5) 調査票・事業所名簿の整理及び提出準備業務（書類の梱包等を含む）
- (6) 提出書類（事業所名簿及び調査票）の照合、枚数確認業務
- (7) 調査に係るその他の業務

2 派遣期間及び人員数

令和8年6月25日（木）～令和8年9月4日（金）（土、日、祝日は除く） 45名

3 派遣労働者の条件

連続して週5日（月曜日から金曜日まで）の勤務が可能であること。

4 派遣期間における予定勤務時間数（1人当たり）

- (1) 正規の勤務時間
387.5時間（7.75時間×50日間）
- (2) 時間外勤務時間
最大30時間
※派遣人員、実働予定日数及び勤務時間数は「実働予定日数及び予定勤務時間数（別紙1）」のとおりとする。

5 派遣労働者の就業条件

- (1) 就業場所
指定された区役所統計調査主管担当（所在地は別紙2「区役所の所在地」のとおり）
- (2) 就業曜日
原則、月曜日から金曜日までの5日間とする。（祝日除く）
- (3) 就業時間
9時00分から17時30分までとする。
ただし、業務の進捗状況により、時間外労働が発生する場合は、派遣期間を通じて最大30時間とする。
- (4) 時間外労働
上記（3）の就業時間以外の労働は1日4時間、1ヶ月30時間の範囲で命ずることができるものとする。
同一派遣労働者が1日8時間又は1週間で40時間を超えて勤務した場合の賃金は、超えた部分につき通常の実働時間に係る費用単価の25%増しとする。（労働基準法の規定に準ずる。）
（※通常の実働時間に係る費用単価とは契約時に別紙3の契約金額算出表に記載した単価である。）
- (5) 休憩時間
原則、12時15分から13時00分までの45分間とする。

ただし、1日の実労働時間が8時間を超えて勤務するときは、原則17時30分から17時45分までの15分間の休憩時間を追加付与する。（労働基準法の規定に準ずる）

(6) 時間単価

派遣元は、派遣労働者に対し、大阪府最低賃金以上の額の賃金を支払うものとする。

(7) 市内出張

派遣先からの指示により指定された就業場所以外に作業をする場所がある場合、派遣労働者はこれに従うこと。

(8) 市内出張交通費

市内出張が発生した場合、派遣元は派遣労働者に交通費を支払うものとする。

交通費の支給基準は原則、区役所を起点とし最も合理的かつ経済的な経路とし、派遣労働者の出勤（就業先以外の区役所に自宅から出勤する場合を含む。）及び帰宅（就業先以外の区役所から直接帰宅する場合を含む。）に係る部分は請求しないこととし1人につき、概ね10回とする。（@210×2×10回）また、市内出張時に自転車を使用する場合があるが、その際、交通費は支給しないものとする。

なお、交通費については、派遣労働者の実際の市内出張により確定し、派遣先が負担する。（月末締めとし、派遣元を経由して支払う）

(9) 交通費

派遣労働者の通勤に係る交通費は、派遣元が負担するものとする。

(10) 交通手段

派遣労働者の通勤に係る交通手段は、原則、公共交通機関又は徒歩のみとする。

(11) 就業場所での立入制限

就業場所では、指定された区域以外の出入りは禁止するものとする。

6 代金の支払い

(1) 次のア～ウを合算した金額を支払うものとする。

なお、このうち消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金に110分の10を乗じて算出した額である。

また、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

ア 確定した派遣労働者ごとの勤務時間数に単価を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を全派遣労働者分合算し算出した金額

イ 上記アで得た金額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき100分の10を乗じて得た金額

ウ 市内出張により交通費が発生した場合の実費

(2) 勤務時間数については、1日の実労働時間が8時間以内かつ1週間で40時間以内の時間数と、それを超えた時間数とを区分し、月単位ごとの勤務時間数の合計を算出する。

(3) 単価については、1日の実労働時間が8時間以内かつ1週間の実労働時間が40時間以内であれば、単価で算出し、1日の実労働時間が8時間又は1週間の実労働時間が40時間を超えて勤務を行ったのであれば、超えた部分について単価の1.25倍（1円未満は切り捨て）で算出する。

(4) 勤務時間数については15分単位とし、15分未満は切り捨てる。

7 派遣料金の確定

派遣元は、派遣料金が確定でき次第、業務完了報告書（別紙4）に必要項目を記入の上、速やかに提出すること。

8 組織単位

大阪市計画調整局企画振興部統計調査担当

（大阪市計画調整局企画振興部統計調査担当課長）

9 指揮命令者等

(1) 指揮命令者

各区役所（都島区、旭区を除く。）統計調査主管課長

指揮命令者氏名については契約時に通知する。また、人事異動等で変更があった場合は、その都度速やかに通知する。

(2) 指揮命令補助者

各区役所（都島区、旭区を除く。）統計調査主管係長

(3) 派遣先責任者

計画調整局企画振興部統計調査担当課長

電話：06-6208-7880

10 派遣労働者の決定

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 35 条に定める事項について、派遣労働者を決定後、業務を開始する 3 開庁日前（開庁日を除く）までに派遣先責任者へ文書にて提出するものとする。

11 派遣労働者への研修

派遣元は、自らが用意した会場において、派遣労働者に対し派遣開始の 3 日前までに次の項目について研修を実施し、派遣先に対して、当該研修の受講者名簿等の提出（様式は任意）により、実施報告を行うものとする。また、派遣元は当研修にかかる費用を派遣先に請求することはできない。

(1) 機密情報保護に関する研修（統計法第 41 条の守秘義務については、必ず研修項目とすること。）

(2) マナー研修

(3) 一般的な経済センサスー活動調査の制度等業務知識（資料は派遣先から提供する。）に関する研修

12 派遣労働者からの苦情の処理

派遣先は、派遣労働者からの苦情申出を受けたときは、速やかに派遣元と連絡をとり、派遣先責任者を中心として、誠意をもって、適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については、派遣労働者に通知するものとする。

13 派遣労働者の変更

派遣先責任者は、派遣労働者に業務遂行上、不適切と認められる事由がある場合には、その事由を示して当該派遣労働者の交代を派遣元に要請することができるものとし、派遣元は、適正かつ迅速な処理を図るものとする。

14 服装及び名札の着用

派遣労働者は、風紀を損なうことのないよう服装等に十分な注意を払い、また、名札を着用し業務を行うものとする。名札については、派遣元において用意するものとする。（顔写真は必要ない。）

15 守秘義務

(1) 派遣元及び派遣労働者は、業務処理上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後及び離職後においても同様とする。なお、違反者に対しては統計法に罰則が規定されている。

(2) 派遣元は、派遣労働者に別紙 5 「機密情報及び個人情報にかかる守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入のうえ、提出させるものとする。

(3) 派遣元は、派遣労働者から誓約書の提出を受けた旨を、業務を開始する前日（開庁日を除く。）までに、任意の様式にて派遣先へ報告するものとする。

16 関係法令の遵守

派遣元は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の関係法令を遵守すること。また派遣元は、統計法、同施行令、同施行規則等関係法令を派遣労働者に遵守させること。

17 機器等の準備

業務遂行に必要な設備、機器、備品、消耗品等については、派遣先が無償で貸与するものとする。ただし、これらの使用にあたっては、派遣労働者は善良な使用者の注意を払うとともに、施設内管理上の指示事項を遵守すること。なお、派遣労働者の過失により貸与されたものに損害があった場合は、派遣元の責任において速やかに復元すること。

18 コンプライアンス及び暴力団の排除

特記仕様書は別添1～3のとおりとし、派遣元等はこれに従うこと。

19 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者については、無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

20 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には派遣先は派遣元へその旨通知することとする。なお、派遣元は当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合においても派遣先は派遣元に対して手数料を支払わないものとする。

21 その他

- (1) 契約締結後、速やかに別紙3（金額を記載したもの）を提出すること。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に入札説明書に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市担当者と協議して定めるものとする。

22 本市担当者

計画調整局企画振興部統計調査担当 畑田、森本
電話：06-6208-7880

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（計画調整局企画振興部総務担当：06-6208-7811）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（計画調整局企画振興部総務担当：06-6208-7811）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(違法又は不適正な要求の記録及び報告)

第6条 派遣先と本契約を締結した派遣元は、この契約の履行に関して、派遣先の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の計画調整局企画振興部総務担当（連絡先：06-6208-7811）に報告しなければならない。

実働予定日数及び予定勤務時間数

	令和8年6月25日(木)～9月4日(金)のうち			
	平日			
	人数	1人あたりの勤務予定日数	実働時間	1人あたりの予定勤務時間数
北 区	2	50	7.75	387.50
福 島 区	1	50		
此 花 区	1	50		
中 央 区	5	50		
西 区	3	50		
港 区	1	50		
大 正 区	1	50		
天 王 寺 区	3	50		
浪 速 区	3	50		
西 淀 川 区	1	50		
淀 川 区	3	50		
東 淀 川 区	3	50		
東 成 区	2	50		
生 野 区	2	50		
城 東 区	2	50		
鶴 見 区	1	50		
阿 倍 野 区	2	50		
住 之 江 区	1	50		
住 吉 区	2	50		
東 住 吉 区	2	50		
平 野 区	3	50		
西 成 区	1	50		
小 計	45	1,100		

■ 区役所の所在地

(別紙2)

区名	郵便番号	住所
大阪市北区	530-8401	北区扇町2-1-27
大阪市福島区	553-8501	福島区大開1-8-1
大阪市此花区	554-8501	此花区春日出北1-8-4
大阪市中央区	541-8518	中央区久太郎町1-2-27
大阪市西区	550-8501	西区新町4-5-14
大阪市港区	552-8510	港区市岡1-15-25
大阪市大正区	551-8501	大正区千島2-7-95
大阪市天王寺区	543-8501	天王寺区真法院町20-33
大阪市浪速区	556-8501	浪速区敷津東1-4-20
大阪市西淀川区	555-8501	西淀川区御幣島1-2-10
大阪市淀川区	532-8501	淀川区十三東2-3-3
大阪市東淀川区	533-8501	東淀川区豊新2-1-4
大阪市東成区	537-8501	東成区大今里西2-8-4
大阪市生野区	544-8501	生野区勝山南3-1-19
大阪市城東区	536-8510	城東区中央3-5-45
大阪市鶴見区	538-8510	鶴見区横堤5-4-19
大阪市阿倍野区	545-8501	阿倍野区文の里1-1-40
大阪市住之江区	559-8601	住之江区御崎3-1-17
大阪市住吉区	558-8501	住吉区南住吉3-15-55
大阪市東住吉区	546-8501	東住吉区東田辺1-13-4
大阪市平野区	547-8580	平野区背戸口3-8-19
大阪市西成区	557-8501	西成区岸里1-5-20

契約金額算出表

項番	項目名	種別	期間	単価(税抜き) (A)	時間数 (B)	(A) × (B)
1	通常の就業時間にかかる費用		令和8年6月25日 ～ 令和8年9月4日	円 (a)	17,437.50 時間 (7.75h × 50日 × 45名)	0 円
2	時間外労働にかかる費用		令和8年6月25日 ～ 令和8年9月4日	円 (a) × 1.25	1,350.00 時間 (30h × 45名)	0 円
小計金額(税抜き)						0 円
小計金額(税込み)						0 円

…①

項目名	単価(税込み) (A)	回数及び人数 (B)	(A) × (B)
市内出張にかかる費用	210 円	900.0 回 (2 × 10回 × 45人)	189,000 円
小計金額			189,000 円

…②

契約金額①+②
189,000 円

入札金額算出時の注意点

- 「単価(a)」欄は、整数を記載すること。
- 「単価(A)」欄を記入し、合計金額を算出すること。
- 「時間数(B)」欄は合計金額が最大となる時間数である。
- 契約締結後、「単価(A)」欄は変更しないこと。
- 契約締結後、請求金額を算出する際は、「時間数(B)」欄は実際の勤務時間によること。

(別紙4)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

受注者 住所又は 事務所所在地
名称又は商号
氏名又 代表者名

業務完了報告書

標題について、次のとおり業務が完了しましたので報告します。

記

- 1 案件名称 令和8年経済センサスー活動調査に係る労働者派遣事業(概算契約)
- 2 契約年月日
- 3 契約番号
- 4 履行期間
- 5 内容

種別(内容)	単価(税抜)	概算契約		確定契約		差引(増・減)	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
小計							
消費税等相当額							
合計							

なお、本報告書に記載の数量および金額は、本件契約に係る履行の結果報告するものであり、貴市において異議がなければ当該内容をもって概算契約における確定数量および派遣料金とすることに同意します。

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

受注者 住所又は 事務所所在地
名称又は商号
氏名又 代表者名

業務完了報告書

標題について、次のとおり業務が完了しましたので報告します。

記

- 1 案件名称 ○○○○○○○業務委託
- 2 契約年月日 令和元年4月1日
- 3 契約番号 大契委第○○○号
- 4 履行期間 令和元年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 内容

種別(内容)	単価(税抜)	概算契約		確定契約		差引(増・減)	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
A業務	45,000	500	22,500,000	480	21,600,000	-20	-900,000
B業務	65,000	500	32,500,000	478	31,070,000	-22	-1,430,000
C業務	45,000	500	22,500,000	495	22,275,000	-5	-225,000
小計			77,500,000		74,945,000		-2,555,000
消費税等相当額			6,200,000		5,995,600		-204,400
合計			83,700,000		80,940,600		-2,759,400

なお、本報告書に記載の数量および金額は、本件契約に係る履行の結果報告するものであり、貴市において異議がなければ当該内容をもって概算契約における確定数量および業務委託料とすることに同意します。

(派遣元)

様

機密情報及び個人情報にかかる 守秘義務の遵守に関する誓約書

私は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、「令和8年経済セン
サス-活動調査に係る労働者派遣事業（概算契約）」の業務を担当するにあたり、
業務従事期間中及び従事期間終了後において下記の行為をしないことを誓約い
たします。

記

- 1 機密情報及び個人情報の区役所以外への持ち出し
- 2 機密情報及び個人情報の第三者への開示
- 3 私的な機密情報及び個人情報の複製・複写
- 4 機密情報及び個人情報の漏えいにつながる行為
- 5 私的な機密情報及び個人情報の閲覧及び利用

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____